

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年2月まで

私の申立期間の保険料は、母が特例納付のことを区役所に聞きに行き、指示どおりの金額の保険料を郵便局で納付書により納付してくれた。その領収書には昭和45年8月分から49年3月分までの3年8か月分と書かれている。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書は、申立期間を含む昭和45年8月から49年3月までの国民年金保険料を50年3月に納付したとされていることから、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、当時実施されていた第2回特例納付により納付することが可能であったすべての未納保険料について納付する意思を有していたことは明らかである。

また、同領収証書に記載された金額は、昭和50年3月に同領収証書に記載された45年8月から49年3月までの保険料を過年度納付及び特例納付した場合の金額より不足するが、当該領収証書は申立人に係る特例納付の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその母が昭和36年の国民年金制度開始から60歳までの国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることを踏まえても、申立期間が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の年金記録は平成21年3月に昭和46年3月から47年2月までの期間が未納から納付済みに訂正されており、これは、国民年金被保険者台帳及びA市の記録との間に齟齬^{そご}があったことを原因とする訂正であることから、申立人の年金記録について適正な管理が行われていたとも言い難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私が20歳になった時、私の母が私の国民年金加入手続をし、保険料も納付してくれていたと思う。

私以外の家族全員の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日(昭和49年9月17日)から、申立人の国民年金加入手続は同年9月ごろに行われたとみられ、申立人は申立期間において国民年金被保険者資格を有していたことから申立期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその母は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳到達まで保険料の未納は無く、申立人の父も母と同様に未納は無いなど、保険料の納付に対する意識が高い家庭であったことがうかがわれ、申立人の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年3月まで
昭和39年7月に国民年金に加入し、申立期間の保険料は銀行で納めた。
保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月の国民年金被保険者資格取得から60歳到達までの長期にわたる国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、5か月と短期間であることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和39年7月に払い出されていることから、このころに申立人は夫婦一緒に国民年金加入手続を行ったとみられ、この時期を基準とすると、申立期間を含む38年8月から39年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人が所持する領収書により、昭和38年8月から同年10月までの保険料を39年8月に銀行で過年度納付したことが確認できることから、申立期間についても納付書が発行され、これにより申立人が保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から39年3月まで
昭和39年7月に国民年金に加入し、申立期間の保険料は銀行で納めた。
保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月の国民年金被保険者資格取得から60歳到達までの長期にわたる国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、5か月と短期間であることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和39年7月に払い出されていることから、このころに申立人は夫婦一緒に国民年金加入手続を行ったとみられ、この時期を基準とすると、申立期間を含む38年8月から39年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人が所持する領収書により、昭和38年8月から同年10月までの保険料を39年8月に銀行で過年度納付したことが確認できることから、申立期間についても納付書が発行され、これにより申立人が保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年5月まで

申立期間は、家業に従事していた時期であり、私の20歳の誕生日に父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、兄が私の保険料を家族の分と一緒に納付してくれていた。納付に際しては、3か月ごとに自宅を訪れた集金人が国民年金手帳に受領印を押していた。納付金額については昭和47年ごろは1か月550円であったと記憶している。国民年金に加入していた両親も一つ年上の兄も保険料の未納は無く、私だけが申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、申立期間において申立人と同居していたその両親及び兄は、申立期間を含む国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、納付意識の高い家庭であったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間における保険料は兄が3か月ごとに自宅を訪れていた集金人に納付し、その際、集金人が国民年金手帳に受領印を押していたとしており、申立期間当時、A市では、納税組合、納税貯蓄組合、自治組織等による印紙検認方式により保険料を収納していたことから、申立人の主張と合致している上、申立人が記憶している昭和47年ごろの保険料月額（550円）は当時の保険料額（同年7月から48年12月まで550円）と一致している。

さらに、申立人の兄は、申立期間に係る保険料納付状況について、「妹（申立人）が婚姻（昭和48年5月）するまでは、妹を含む家族4人の国民年金保険料を納税組合の集金人に私が納付していた。」と証言しており、前述のとおり、申立人を除く家族3人の保険料は申立期間を含めて納付済みとされている

こと、及び上述のとおり、申立期間当時、A市では納税組合等による収納が行われていたことから、その証言に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人の兄は、自身の加入手続は父親が行ったとしていることから、父親が申立人より一つ年上の兄の加入手続を行いながら、申立人のみ加入手続を行わなかったとは考え難い。

このほか、申立人がA市に居住し、国民年金に加入していた期間について、同市には、申立人の国民年金被保険者名簿及び住所異動があった場合の記録が存在せず、同市における申立人の記録管理が不適切であった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から52年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から52年3月まで

昭和46年2月ごろ、父に勧められ、集金人を通して国民年金の加入手続をした。いくらであったかよく覚えていないが、初回分の国民年金保険料は自分で納付した。2回目以降の保険料は、家族全員の分を両親が集金人に納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人を含む家族全員の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたとしており、両親の納付記録を見ると、両親共に国民年金制度創設時の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、当時、同居していたとする申立人の姉妹の納付記録を見ると、姉は、申立期間のうち昭和46年2月から資格喪失とされた47年3月までの期間、妹も申立期間のうち50年4月から52年3月までの期間の保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人の姉妹は、「同居していた期間は両親が申立人の分も含め家族の保険料を一緒に集金人に納付していた。」としており、その証言に不自然なところは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 9 月まで

私は昭和 62 年 11 月 1 日に会社を退職し自営業を開始したので、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料月額等納付状況についての記憶は明確ではないが、定期的に市役所の窓口で納めたはずであるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である。

また、申立人は、会社退職後の自営業開始に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続を A 市役所で行ったとしており、同市が保管する国民年金被保険者名簿では、昭和 62 年 11 月 30 日の届出により、申立人が同年 10 月 26 日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる。このため、申立期間に申立人あての納付書が送付されたものと推認でき、送付された納付書により申立人が保険料を納付したとしても不合理ではない。

さらに、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では納付済みとされている昭和 49 年 3 月から同年 8 月までの期間について納付記録が記載されておらず、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年9月に婚姻した後、家族の公租公課の管理をしていた義父からA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、同市から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたと、いつも聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月1日を国民年金被保険者の資格取得日として同年10月14日に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものとみられる上、国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿には当初から申立人の婚姻後の氏名が記載されていることから、婚姻後に義父が申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人の保険料納付がなされたとされる時期に申立人と同居していたその夫及び義父母は、申立期間の保険料が納付済みとされており、申立人の加入手続を行った義父が申立人の申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の「納付書・領収証書」を持っている。領収印は押されていないが、A市B区の集金人が銀行に納付したことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の「納付書・領収証書」は社会保険事務所（当時）が交付した過年度納付書の一部であるが、当該部分のほか金融機関、社会保険事務所が使用する部分が切り離されず残されているなど、使用された形跡の無いものであり、当該納付書により申立期間の保険料が納付されたとはみられない。

しかし、申立期間の直前の昭和55年4月から同年6月までの3か月の国民年金保険料が56年11月に過年度納付されたことが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認できる。このことから、上記の過年度納付書が交付される以前に、昭和55年度の保険料について、3か月ごとの過年度納付書が交付されていたと考えるのが自然であり、申立期間の保険料はこれにより納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人は、昭和56年度以降、昭和61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金保険料はすべて納付しており、56年度に申立期間の過年度納付書が送付されれば、これを納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を57年3月に納付した後、同年9月にも同期間の保険料を重複して納付しており、この重複納付した保険料は同年9月に還付決議され、同年12月に全額還付されている。この還付決議の時点では、申立期間は時効到来前の期間であり、重

複納付した保険料（1万3,500円）の範囲内で申立期間のうち3か月の保険料として充当することが可能であったにもかかわらず、これを行わず全額還付したことは不自然であり、その当時には申立期間の保険料が納付済みと記録されていたことがうかがわれる。

加えて、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料は57年3月に納付されていたにもかかわらず、同期間の過年度納付書が送付され、その結果、重複納付となっていること、及び申立人には国民年金の資格喪失の事由が無いにもかかわらず56年12月に資格喪失と記録され、57年9月になって当該資格喪失記録が取り消されていることなど、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで

A市役所で国民年金の加入手続を行った際、20歳からの保険料の未納分をさかのぼって納付する手続をした。後日送付された納付書で2回ほど納付した覚えがある。保険料額は1万8,000円程度と1万1,000円程度であったと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年6月ごろに行われたものと推認される。その時点で、申立人は、申立期間の始期である47年2月にさかのぼって強制加入として国民年金の資格を取得しており、申立期間の保険料を特例納付（第2回）及び過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間のうち申立期間を除いて保険料の未納は無いほか、加入手続を行ったと推認される昭和50年度から58年度まで（任意加入資格喪失により無資格であった56年度を除く。）の保険料はすべて現年度納付されたことが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に、2回、保険料の納付書が送付され、1回目は約1万8,000円、2回目は約1万1,000円を納付したと記憶している。このことは、申立期間の保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付したとすると、その保険料額は約2万円であること、及び昭和51年に過年度納付したと記録されている昭和49年度の保険料額が1万1,400円であることとおおむね一致し、申立人の説明には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの期間及び同年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、2か月か3か月に一度、自宅を訪問する集金人に納付していたと思う。婚姻後は、夫と一緒に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は、婚姻（昭和41年3月）後の42年2月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間①の保険料を過年度納付、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間241か月のうち申立期間を除く230か月の保険料をすべて納付している。申立人の夫が昭和53年11月に厚生年金保険被保険者資格を取得した際には、申立人の国民年金の資格について、強制加入から任意加入への切替手続を適切に行って保険料納付を継続したことも、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により確認でき、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、昭和47年度以降、申立人の夫が厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金保険料は、夫婦共にすべて現年度納付したことが夫婦の国民年金被保険者台帳により確認でき、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の夫は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付済みと記録されている。このうち申立期間②は婚姻後の期間であるほか、申立期間①に

についても、夫の国民年金加入手続時期（夫の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年6月ごろ）から、婚姻後に過年度納付したものと考えられる。このため、申立人の夫が婚姻後に自身の申立期間に相当する期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立人については納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案2233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成2年12月1日にA社の関連会社であるB社に異動したが、A社が退職日を同年11月29日として社会保険事務所（当時）に届け出たため、資格喪失日が同年11月30日となり、同年11月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社は、退職日の誤りを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在籍証明書から判断して、申立人がB社及びその子会社であるA社に継続して勤務し（平成2年12月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は退職日を誤って資格喪失日として届け出たと認めていることから、事業主が平成2年11月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年2月21日）及び資格取得日（同年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月は3万円、同年4月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月21日から同年5月1日まで

私は、A社に昭和40年3月から41年6月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所(当時)の記録では、A社において昭和40年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年2月21日に資格喪失後、同年5月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同時期(昭和40年3月)に採用され、同時期に退職した同僚、及び申立人よりも1か月又は2か月遅れて採用され、同時期に退職した同僚は、いずれも申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、同時期に採用された同僚及び2か月遅れて採用された同僚は、「申立人は、退職するまで勤務していた。途中で業務や勤務形態が変更されたり、退職して再度採用された記憶は無い。」と証言している。

また、A社は、昭和35年2月29日に適用事業所となり、41年7月1日に全喪していることが確認できるが、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員延べ41人には、申立人のほか、1人(理由不明)を除いて被保険

者記録の欠落者は確認できない。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した申立期間におけるA社の従業員数(10人程度)と社会保険事務所(当時)の記録上の厚生年金保険被保険者数(12人)はおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和41年2月及び同年3月は3万円、同年4月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年6月1日まで

私は、C社からA社B支店への異動を命じられ、昭和30年4月末に着任した。年金記録では、同年5月の厚生年金保険被保険者資格が無いが、厚生年金保険料が控除されている同社B支店の同年5月分の給与明細書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、申立人から提出された給与明細書、申立人あての複数の書簡及び同僚の証言により、申立人が同社（吸収合併したC社に係る勤務期間を含む。）に継続して勤務し（昭和30年5月1日にC社からA社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和21年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から21年4月1日まで

私は、高等小学校を卒業してから昭和21年3月31日までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は20年5月15日となっており、この記録は全く間違いであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年4月1日から21年3月31日までA社に勤務し、17年6月1日から21年4月1日まで厚生年金保険（17年6月1日から19年9月30日までの名称は労働者年金保険。以下同じ。）の被保険者であったとしているが、オンライン記録では、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社から提出された人事記録及び同僚の証言により、申立期間において申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険の被保険者資格取得及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。

また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立

人の記録が存在し、申立人の年金番号及び昭和17年2月1日に被保険者資格を取得した（ただし、資格記録は労働者年金保険の保険料徴収開始時期である同年6月1日から。）ことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できないことから、申立人の資格喪失日は、当該名簿焼失のきっかけと推認されたB空襲の翌日の同年5月15日と記録されたものと考えられ、当該資格喪失日に係る記録は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められること等諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和35年1月1日）及び資格取得日（36年7月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を35年1月から同年7月までは1万円、同年8月から36年6月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から36年7月26日まで

A社に勤務中、移転があったものの、途中で辞めることなく継続して勤務していた。申立期間について、年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和33年11月8日に被保険者資格を取得し、35年1月1日に資格を喪失後、36年7月26日に同社において再度資格を取得しており、35年1月から36年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主及び同僚の証言から判断して、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の複数の同僚が、「A社においては、厚生年金保険に加入する、加入しないという選択肢は無く、入社時から厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と証言している上、当該同僚について、同社での勤務期間における被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録、及び同年代の同僚の記録から判断して、昭和 35 年 1 月から同年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 36 年 6 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 1 月から 36 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に、資格喪失日に係る記録を38年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和38年1月31日から同年2月1日まで

ねんきん特別便の年金記録と私が保管している給与明細書を比較したところ、被保険者期間に誤りが有ることが判明した。

社会保険事務所(当時)に調査を依頼したところ、社会保険庁(当時)の記録に間違いは無いとの回答であったが、納得できないので、第三者委員会において調査・確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給与明細書から判断して、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万6,000円とし、申立期間②は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る一時金明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、37万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を37万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る一時金明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において37万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る一時金明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、40万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に一時金(賞与)を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険事務所(当時)には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月8日に支給された賞与に係る一時金明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において40万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日及び36年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、35年4月から同年9月までを8,000円、同年10月から同年12月までを1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年1月10日まで

昭和34年3月に大学を卒業し、1年間自営業をしていた。35年4月1日にA社に入社し、勤務していた。社長、専務、同僚を覚えている。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年4月18日に被保険者資格を取得している同僚6人全員が、申立人の勤務を証言しており、そのうち2人は、「申立人は、35年4月ごろに入社した。」と、他の4人は「自分より後に入社した。」と証言していることから、申立人は35年4月から同社に勤務していたことが、また、同僚4人は36年1月1日に同社において被保険者資格を喪失し、同年1月10日付けで次の関連会社で被保険者資格を取得し、被保険者記録が継続しているところ、申立人は次の関連会社において、同年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は同年1月9日まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、当時、同職種で勤務していたとする同僚は、「申立人は私と同じフルタイム勤務で、申立人は私と一緒に勤務していた。」と証言しており、申立人は昭和35年4月1日からA社に正社員として勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は当時のほかの従業員は6人と主張しているところ、同僚全

員が、従業員は自分のほかに6人いたと証言している上、申立人を除く同僚6人全員に被保険者記録が確認できることから、当時、A社においては、ほぼすべての従業員に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期の同僚の記録から、昭和35年4月から同年9月までを8,000円、同年10月から同年12月までを1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪し、事業主も死亡しており調査できないが、申立期間の被保険者名簿及び同原票に新規の被保険者資格の取得者が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたとは考えられない。また、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成15年6月1日、資格喪失日が17年1月1日とされ、当該期間のうち、16年12月30日から17年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月30日から17年1月1日まで
平成16年12月にA社を辞めた時の資格喪失日が17年1月1日であるはずが、16年12月30日となっている。同社からは事務処理ミスとの回答があり、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、平成16年12月30日から17年1月1日までの期間については、21年8月25日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

しかしながら、A社の作業実績表並びに平成16年11月及び17年1月の給与明細書により、申立人は、16年12月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年11月の社会保険事務

所（当時）の記録及び給与明細書の保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月17日から同年5月1日まで

私は昭和43年4月1日にA社に入社し、平成10年11月30日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、B支店から本部に異動した際の申立期間については、空白期間があることが分かった。

給与明細書等は残っていないが、A社の職歴証明書もあり、申立期間も継続して勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る職歴証明書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年4月17日に同社B支店同社本部に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月の社会保険事務所(当時)の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものであるとしているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年3月19日、喪失日は同年12月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月及び同年11月は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月19日から同年12月19日まで

私は、昭和40年3月に高校を卒業した後、A社に入社し、同年12月まで勤務した。保険料控除を証明できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和40年3月19日から同年12月18日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁（当時）の記録によると、A社において、名は異なるものの、申立人と同姓かつ同生年月日の被保険者記録（昭和40年3月19日資格取得、同年12月19日資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、当該未統合記録の次に払い出されている被保険者台帳記号番号は、A社の被保険者に払い出されたものである上、当該者の名と当該未統合記録の名が同じであることが確認できることから、社会保険事務所（当時）が同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び当該者の記録を記載する際に、申立人の名を当該者の名で記載したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA

社における資格取得日は昭和40年3月19日、資格喪失日は同年12月19日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和40年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月及び11月は1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和38年5月15日、資格喪失日は39年7月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年5月から同年9月までを2万円、同年10月から39年6月までを3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から38年5月1日まで
② 昭和38年5月15日から39年9月1日まで

私は、昭和37年9月1日から38年4月30日までB社に勤務し、同年5月15日から39年8月31日までA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するA社に係る厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名と一文字違い、生年月日の年だけが相違する被保険者記録(昭和38年5月15日に資格取得、39年7月16日に資格喪失。)が認められる上、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、A社に勤務していた複数の同僚が申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたものと認められる。

さらに、A社が保有する社員台帳によると、申立人に係る記載は、被保険者原票と同じく、氏名が一文字違い、生年月日の年が相違していることが確認できる上、申立人の入社日と退職日は、当該未統合の記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険

被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日を昭和38年5月15日、資格喪失日は39年7月16日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和38年5月から同年9月までを2万円、同年10月から39年6月までを3万3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和39年7月16日から同年9月1日までの期間については、A社が保有する社員台帳によると、申立人の同社における勤務実態は確認できない上、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、4人の同僚が、期間は不明としながらも、申立人が勤務していたことは間違いないと証言していることから、申立人がB社において勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、B社は、申立期間①以降の昭和45年9月18日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の経理担当者は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

さらに、申立人を記憶する4人の同僚は、申立期間①において厚生年金保険料は控除されていなかったと証言しており、当該4人の同僚のB社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B社の事業主は既に他界しており、証言を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2248

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社に入社後、平成2年2月28日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

申立期間のような厚生年金保険の空白期間が発生するはずは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年5月16日に同社C支店から同社B支店に異動。ただし、異動発令日は、同年5月10日）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から49年3月まで

私は、申立期間当時は学生で、A市B区にある自宅から通学していたが、昭和48年5月に学生結婚をしたので、自宅を出て同市C区へ転居し、49年3月に大学院を卒業した。母親から私が20歳になった時、国民年金に任意加入し、私が大学院を卒業する49年3月までの間、自身、兄及び私の3人の国民年金保険料を一緒にB区役所で納付していたと聞いていた。母親は、現在85歳と高齢であり、当時の記憶が曖昧な点もあるが、3人の保険料を一緒に納付したのは間違い無いと言っており、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親は、申立人が20歳になった昭和44年*月ごろ、自身の保険料をA市B区役所で納付した際に申立人の加入手続をしたとしているが、母親は、同年5月から同年11月までの期間は厚生年金保険被保険者期間とされていることから、申立人に係る加入手続時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人の加入手続後において、申立人の国民年金手帳を受け取っていたかどうか記憶に無いとしている上、保険料を自身の分と一緒にB区役所で納付した際に領収書を受け取っていた覚えがあるとしているが、A市における保険料徴収方法は、昭和49年度までは国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、申立期間において母親が主張する領収書は発行しておらず、母親の記憶と相違する。

さらに、申立人は、A市B区から同市C区へ転居した昭和48年5月から49年3月までの保険料は、母親がB区役所で一緒に納付したとしているが、保険料の納付は本来住民登録している市区町村で行うこととされていることから、B区に住民登録している母親がC区に住民登録している申立人の当該期間の保険料をB区において一緒に納付したとは考え難い。

加えて、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月ごろ、A市D区で払い出され、申立人は、任意加入被保険者として、51年2月2日に資格取得したとされており、これ以前に、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられ、このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったことから、申立人にとって当該期間は任意加入の対象となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年9月まで

私は、母親から、A市で学生生活を送っていた私が20歳になった時、実家のあるB市C区役所で国民年金の任意加入手続を行い、婚姻（昭和57年9月）までの間、自身と私の保険料を一緒に同区役所で納付していたと聞いていた。母親は、現在85歳と高齢であり、当時の記憶が曖昧な点もあるが、私の保険料も一緒に同区役所で納付したのは間違い無いと言っており、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親は、申立人が20歳になった昭和42年*月ごろにB市C区役所で加入手続を行い、その後、申立人が婚姻（57年9月）するまでの間、自身の分と一緒に申立人の保険料を同区役所で納付していたとしている。しかしながら、母親は、申立人の加入手続後、申立人の国民年金手帳を受け取っていたかどうか記憶に無いとしている上、保険料を自身の分と一緒に同区役所で納付した際、領収書を受け取っていた覚えがあるとしているが、同市における保険料徴収方法は、申立期間の大半となる昭和49年度までの間は国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、当該期間は母親が主張する領収書は発行しておらず、母親の記憶と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月24日にB市C区で払い出され、その資格取得日は51年9月1日とされており、これ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金

加入手続が行われたものとみられ、このことは、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年3月までの期間及び62年4月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から58年3月まで
② 昭和62年4月から63年10月まで

申立期間も国民年金保険料の申請免除期間ということになっているが、私が免除制度を初めて知ったのは、第二子を出産した昭和58年2月の直後であり、その後、区役所に行き申請免除の手続をした。近所の知人とも免除を受けていると話した記憶がある。また、申立期間②については、60年9月に商売を始めて収入も増えたので、早く保険料を納付しようと思い、夫の保険料と一緒に納付したはずである。私の記憶では、免除期間は3年か4年ぐらいしかないと思っている。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の当時には国民年金保険料の免除を申請しておらず、保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間①の欄に「申免」と記載されているほか、オンライン記録では、申立期間②の保険料の免除申請日、免除期間、処理年月日等が記録されている。申立人が居住するA市の記録でも、申立期間を含む昭和56年1月から63年10月までの保険料は申請免除と記録されており、これらの記録内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の免除申請の始期及び終期について、第二子を出産（昭和58年2月）した後に免除申請し、自営業の収入が増えてからは免除申請しなかったため、その間は3年か4年ぐらいしかないと思っている

としており、申請免除を受けていた期間についての記憶はあいまいである。

さらに、申立人は、国民年金保険料はその夫の分と一緒に納付していたとしている。しかし、A市の「納付データ明細表」の記録によると、申立人の夫は昭和63年度の保険料を毎月納付していたのに対し、申立人は、申立期間②の直後の昭和63年11月から平成元年1月までの保険料を同年1月にまとめて納付している。これは、申立人が、昭和63年10月まで保険料を免除され、同年11月から納付を開始することとした後に送付された納付書により3か月分の保険料をまとめて納付したと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から5年3月まで

私は、20歳になった平成3年*月に自営業を始めた。そのころにA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、保険料は自営の飲食店に頻繁に来ていたC農協D支店の渉外担当職員に預けて納付していた。保険料が1か月9,000円の時期から納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月ごろに自営業の開業手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年5月に、国民年金未加入者に対する職権適用により払い出されたことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していたA市で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、9年まで住民登録の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、平成5年5月ごろにA市が職権により行い、その際に申立人が20歳に到達した3年*月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料が9,000円であった当時から納付していた記憶があるとしているが、納付はすべて農協職員に依頼していたため、詳細な記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は、保険料をまとめて納付したことは無いとしており、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から59年6月まで

昭和61年ごろ、母親がA市B区役所1階の窓口で、私の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたので、郵便局で貯金を引き出し、51年4月から60年3月までの保険料をまとめて納付した。その時、59年7月から60年3月までの領収書はもらった。しかし、59年6月以前の領収書については、日が過ぎていて出せないが帳面につけておくと言われ、母親は役所のすることだからと信用して帰った。このため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和61年2月ごろに行われたものと推認される。申立ては、未納保険料を8年以上納付したとしていることから、その納付方法は特例納付以外には無いが、第3回特例納付が終了した55年6月後に特例納付は行われていない。

また、申立人の母親は、昭和51年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると区役所で説明されたので、郵便局で貯金を引き出して同年4月から60年3月までの保険料を納付したが、領収書は59年7月から60年3月までの分しかもらえなかったと説明している。一方、申立人が所持する59年7月から60年3月までの納付書・領収証書にはC郵便局の受領印が押されている。以上のことから、申立人の母親は、区役所で納付書を作成してもらい、郵便局で保険料を納付したことになるが、その際に、郵便局が、受領した保険料のうち一部の期間の納付書・領収証書しか交付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が所持する昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険

料の納付書・領収証書の領収印の日付は61年10月31日であることから、申立人の母親の説明に従えば、同日に申立期間の保険料も納付したことになる。一方、申立人の母親は、申立期間を含む51年4月から60年3月までの保険料として納付したのは約30万円であり、そのためにC郵便局で50万円を引き出したことを示す記録が貯金通帳に記帳されているとしている。しかし、当該50万円が引き出されたのは61年10月30日であることが当該貯金通帳に記載されており、保険料納付のために多額の貯金を引き出したにもかかわらず、当日に保険料を納付せず、翌日に同じC郵便局に赴いて保険料を納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点から昭和61年7月までの間に、59年1月から同年6月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人の母親は未納保険料をまとめて一括納付したとしており、その一括納付の時期は、上記のとおり、61年10月31日（59年7月から60年3月までの保険料の納付日）とみられるなど、59年1月から同年6月までの保険料が61年7月までに納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成3年3月まで

私は20歳を迎えた当時、A市にあるB大学に通っていたため、国民年金への加入は任意であった。しかし、C市に住む両親が、私の将来のことを思い、国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付してくれていたことを鮮明に記憶している。このため、申立期間について、国民年金に未加入で、保険料は納付されていないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母親は、C市の広報で国民年金の制度改正を知り、申立人が20歳に到達する前月である昭和61年*月ごろに、申立人の任意加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月に社会保険事務所(当時)からC市に払い出されたものの一つであり、申立人は当該記号番号により同年4月1日付けで国民年金の資格(第1号被保険者)を取得している。

また、申立人及びその母親は、申立期間当時、申立人はA市に所在するB大学の学生であったが、住民登録はC市のままであったので、同市で国民年金の加入手続及び保険料納付が可能であったとしている。しかし、申立人の戸籍の附票には、申立人は昭和60年4月に住民登録をA市に異動し、C市に住民登録を戻したのは平成3年4月であったことが記載されており、申立人及びその母親の説明と相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、加入手続したとするC市又は申立人が住民登録していたA市で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人自身も、A

市で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことは、申立人がB大学を卒業し、平成3年4月に実家のあるC市の近くに所在するD大学大学院に入学したこと、及び同年4月には、学生に対する国民年金の適用が任意から強制に制度改正されたこととも符合している。このため、申立人の国民年金加入手続は同年4月以降にC市で行われたものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人は学生であり、平成3年3月までは学生は国民年金の任意加入対象者であった。任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

このほか、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで

ねんきん定期便が送られてきて、初めて申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知った。昭和61年4月に第3号被保険者の手続に区役所に行ったが、それ以前に手続を行った覚えは無く、58年9月に国民年金被保険者資格の喪失手続をしていない。保険料はA銀行で口座振替により納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月に国民年金の資格喪失手続をした覚えは無いとしている。しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では共に、申立人は同年9月に国民年金の資格を喪失したことが記載されている上、申立人が所持する国民年金手帳にも同様に資格喪失の記録が記載されている。このため、同年9月に申立人の資格喪失手続が行われたものとみられ、以降、61年4月に第3号被保険者となるまで、申立人が国民年金の資格を再取得した記録は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA銀行の口座振替により納付していたとしており、昭和58年4月から同年6月までの保険料が同銀行C支店の申立人の夫名義の預金口座からの振替により同年7月に納付されたことを示す保険料振替済通知書を所持している。一方、申立人は、その直後（申立期間の直前）の同年7月及び同年8月の保険料を納付書により同年10月に納付したことを示す領収書も所持している。これは、申立人の国民年金資格喪失手続が同年9月に行われたために保険料の口座振替も終了し、次回の口座振替時期（同年10月）には振替できない期間の保険料を納付書により納付したと考えるのが自然である。これ以降の期間（申立期間）については、資格喪失し

た申立人の保険料をB市が口座振替により徴収することは無く、納付書が送付されることも無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料の口座振替を行っていたA銀行C支店では、同支店の記録により確認できる昭和60年1月から61年3月までの間において、申立人の夫名義の預金口座から申立人の保険料が振替納付された記録は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

20歳から国民年金に加入することが義務で、保険料は後で年金として返ってくるから損をしないと、母親がA市B区役所の担当から説明を受け、私の代わりに区役所で加入手続きを行い、その後、同区役所の窓口で申立期間の保険料を納付してくれていたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続きを行ったとするその母親は、申立期間当時に加入手続きを行ったとしている。しかし、オンライン記録では、申立人が初めて国民年金の資格を取得したのは平成13年4月（第1号被保険者資格）であり、A市の記録でも、申立人の国民年金資格の新規取得届が同年5月に提出され、同年4月にさかのぼって資格取得したことが記録されている。

また、申立期間当時に国民年金の加入手続きを行った場合に記録される国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人の母親が加入手続きしたとするA市B区で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続きは平成13年5月に行われたものと推認され、申立期間当時には、加入手続きが行われていなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立人とその兄の国民年金保険料を同時に納付したことがあるとしており、兄は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの保険料は納付済みと記録されている。しかし、兄の国民年金手帳記号番号の払出時期から、兄の国民年金加入手続きは申立期間後の51年6月ごろに行われたものと推認されるほか、兄の国民年金被保険者台帳（マイクロフィ

ルム)には、上記期間の保険料が同年11月に過年度納付されたことが記載されている。このため、申立期間当時には、兄の保険料は納付されておらず、母親の記憶と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年11月まで

私は昭和44年8月ごろ、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が自分の保険料と一緒に納付してくれていたため、納付方法や保険料額などの詳細については不明である。しかし、当該期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は49年5月に社会保険事務所（当時）から同市に払い出されたものの一つであり、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている発行年月日は同年7月8日である。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同市で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は、申立期間当時から49年7月26日まで住民登録の異動は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は昭和49年6月26日とされており、申立人が所持する国民年金手帳でも同様に記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和49年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入手続は申立人自身が行ったとしているが、保険料の納付についてはその母親が行ったとしており、母親は死亡しているため、その状況について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私は、申立期間当時、契約社員として働いていたが、厚生年金保険には加入していなかった。そのため、その期間は、自分で国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年*月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、オンライン記録では、申立人の国民年金資格取得は、婚姻後の平成4年4月の第3号被保険者資格取得が最初であり、同記録では、当該資格取得記録の処理は同年6月に行われたことが記録されている。

また、申立人が唯一所持する年金手帳でも、申立人は、平成4年4月に第3号被保険者として初めて国民年金の資格を取得したことが記載されているほか、年金手帳の住所欄には、申立人が3年から5年まで居住していたとするB市C町の住所が最初に記載されている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、A市で申立人の婚姻前の姓で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成4年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、国民年金に加入していなかったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付はその母親に依頼したかもしれないとしているが、母親からも明確な証言は得られないと思うとし

ている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 11 月から 5 年 9 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 15 日まで

私は、A社において、平成 4 年 11 月から 7 年 6 月まで、同じ仕事内容と勤務時間で働いたが、申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の事業主の証言内容から判断して、勤務を開始した時期は定かではないが、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、「最初、申立人には請負として仕事をお願いしていたが、平成 5 年 9 月から社員として雇用するようになった。」と回答している。

また、同僚は、「私は請負として入社し、その後、正社員となって厚生年金保険の被保険者資格を取得した記憶がある。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における最初の資格取得日は平成 5 年 9 月 1 日とされており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と符合することが確認できる。

申立期間②について、A社において、平成 4 年 11 月から 7 年 6 月まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる延べ 69 人の当該記録を調査したところ、申立人を除く 6 人についても、申立人と同様に、被保険者期間の欠落が見られる上、当該欠落のある同僚は、「当時は、不況でA社には仕事が無かったので、同社には出勤したりしなかったりした。出勤しない時には、他の会社で臨時社

員として働いた。」と証言している。

また、当時の事業主は、「会社に出勤したりしなかったりする従業員については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、給料は時給や歩合給で支払った。」と回答していることから、事業主は、複数の従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた状況がうかがわれる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を平成6年10月1日に離職、7年6月15日に再度資格を取得、同年10月30日に再度離職とされており、厚生年金保険の被保険者記録と符合することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から42年3月1日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の現在の事業主(当時は従業員)が、申立人を記憶していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、当時、従業員であった現在の事業主は、申立期間を含む昭和36年4月から平成13年1月まで、国民年金に加入し、国民年金保険料を完納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2251

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月ごろから54年12月11日まで

私は、A国に派遣するための技術指導員としてB事業所に雇われた。C社でD国に派遣された時は厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、B事業所でも被保険者資格を取得していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB事業所との嘱託契約書、パスポートの出入国の記録並びに当時の役員及び同僚の証言により、申立人は、少なくとも昭和52年7月25日以前からB事業所に勤務するとともに、A国の現地法人で同年9月ごろから54年12月ごろまで勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人を記憶している当時の役員は、「海外就労者については、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったはずである。」と証言している上、B事業所は既に破産しており、当時の役員も書類を保管していないことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は得られない。

また、申立人は、健康保険証をB事業所から交付された記憶及び使用した記憶が無く、厚生年金保険料の控除についても覚えていないとしている。

さらに、商業登記簿によれば、B事業所は、昭和53年11月*日に破産宣告を受けており、申立人も、「同事業所が破産した話を聞き、現地法人の事業主に頼んで引き続き現地において同法人に雇用してもらった。」と証言していることから、同事業所の破産後は、申立人と同事業所の間には雇用関係は無かったものと考えられる。

加えて、申立期間におけるB事業所の被保険者原票に申立人の名前は無く、

健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2252

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月3日から34年9月7日まで

亡夫のA社における厚生年金保険の被保険者期間の途中には空白期間があるが、私の記憶では、夫が同社を途中で退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している従業員台帳には、申立人が昭和31年3月から32年10月まで臨時工として勤務した後、同年10月から34年9月までは農業に従事し、同年9月7日から再び臨時工として勤務した旨記載されており、申立期間は、同台帳において農業に従事していたと記載されている期間と一致している。

また、A社健康保険組合が保管している厚生年金保険喪失名簿においても、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿における記録と同様に、申立人が昭和32年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、34年9月7日に再取得していることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「申立期間中は、A社の関連会社に勤務していたかもしれないが、会社名は分からない。」としているが、A社は、「申立期間当時、関連会社への出向が行われていたかは不明である。」と回答していることから、会社名を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年 8 月 20 日から同年 10 月 4 日まで
年金記録では、私は、申立期間について、国民年金の被保険者であったとされているが、当該期間については、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していた事業所の名称を失念していたため、現地に赴き、当時の通勤経路をたどることにより、妥当と判断された場所に所在するA社を申立てに係る事業所とした。」としているが、勤務したとする事業所についての申立人の供述は不明瞭であり、その内容も、同社の従業員が証言した状況とは一致しない上、申立人は、「同社退職時までB町に居住していた。」としているが、住民票によると、申立人が昭和 42 年 9 月 2 日にC市に転出していることが確認できる。

また、A社に申立期間における人事記録及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保管されていない上、雇用保険についても、申立人の同社での被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人のうち、連絡が取れた4人は、いずれも申立人について記憶が無いとしている。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人は、保険料控除に係る記憶も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年4月まで
② 昭和62年6月から同年12月まで

申立期間について、各事業所で正社員として勤務したため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の申立内容及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の関係資料を処分しており、当時の事務員は死亡により証言が得られないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、同僚の一人は、「A社には、正社員にならず会社の車を借りて仕事をする者がいた。給料は高かったが、事故を起こした場合は、自分の責任になり、雇用保険や厚生年金保険も無かった。」と証言している。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

加えて、雇用保険についても、申立人のA社での被保険者記録は存在しない。

申立期間②については、申立人の申立内容、複数の同僚の証言、及び申立人が名前を挙げた同僚に被保険者記録があることなどから判断して、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の当時の事務担当者は、「社員として採用した者は雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたが、実績給の者は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言しており、他の同僚は、「申立人がどうかは分からないが、会社から仕事を引き受けている者は、

厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったのではないか。」と証言している。

また、B社に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、雇用保険についても、申立人のB社での被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
A社に5年間勤務したのに、厚生年金保険の記録が最後の1年しかない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和 45 年 11 月 1 日付けの社会保険料適用者名簿、及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、申立人は、委託契約した社員であり、昭和 45 年以前に委託契約した者は、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていない。同年以降は、人事制度の変更に伴い、全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させることとした。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している、同職種である同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同じ昭和 45 年 11 月 1 日となっている。

加えて、申立人は、雇用保険についても、昭和 45 年 11 月 1 日資格取得の記録が確認できるとともに、申立期間に係る被保険者記録は存在しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月15日から平成元年10月10日まで

私は個人経営のA事業所に17年間勤務した。私がA事業所に入ったころの経営者は亡くなり、引き続きその妹が経営者となった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の証言により、申立人は、昭和50年4月1日から62年10月31日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、個人事業のA事業所は、事業主や従業員の意思に関わらず健康保険及び厚生年金保険の適用が定められている強制適用事業所ではなく、社会保険庁（当時）の認可を受けて任意包括適用事業所となることができる業種であるところ、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A事業所は、厚生年金保険の任意包括適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の大半を含む昭和43年11月21日から58年*月*日（60歳到達日）まで国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2257（事案305の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から同年11月まで

前回の申立て（申立期間は、昭和43年6月から45年11月まで）について、平成20年9月12日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は前回の審議の結果に納得ができず、A社B支店に勤務してから半年くらい経った時に下請業者に勤務となり、国民健康保険に加入するようになったことを思い出した。したがって、前回の申立期間のうち、昭和43年6月から同年11月までは、間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間については、当該期間のうち、昭和43年6月14日から44年3月31日までの期間は、A社B支店の雇用保険に加入していたことが確認できるが、以降の期間については、勤務実態を確認できる関連資料が無い上、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張するが、保険料控除額等の具体的な記憶は無いことのほか、申立人は、同年8月15日付けで申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付していることから、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月12日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

これに対し、申立人の妻は、「申立人がA社B支店C出張所に勤務を始めてから約半年後、下請業者の勤務となり、国民健康保険に加入するようになったことを思い出したため、前回の申立期間のうち、昭和43年6月から同年11月までの期間については、間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」と引き続き主張している。

しかし、申立期間においてA社B支店C出張所に勤務していた同社B支店採用の複数の同僚は、申立人を覚えておらず、「同社C出張所には、同社B支店において採用された正社員が5人ほど勤務していたが、そのほか多数は、関連会社及び下請業者に雇用された人であった。」と証言をしている。

また、A社B支店C出張所で事務手を担当していた同僚は、「下請業者に雇用された人も同社B支店の勤務をする際に、同社の雇用保険に加入したが、社会保険については、希望する人のみ日雇健康保険の資格取得手続を行ったが、厚生年金保険の資格取得手続は行わなかった。」と証言している。

また、連絡先が判明し事情を聴取できた申立期間当時の複数の同僚からは、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていた事情をうかがわせる証言を得ることができなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月21日から38年11月1日まで
② 昭和42年3月5日から44年4月16日まで

私は、長兄の経営するA事業所に昭和36年7月21日から38年11月10日までと、42年3月5日から44年4月15日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主（申立人の長兄）は、「当社では、労働者名簿が無く、正確な期間は不明だが、申立人は中学を卒業した後、昭和36年7月ごろには、私を含め兄弟3人と共に当社に勤めていた。途中、申立人は当社を辞めてB社に転職したが、再び当社に戻り勤めていた。」と証言している。

しかし、A事業所の事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所となったことが無く、従業員から厚生年金保険料の控除を行っていなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において勤務していた記憶があると主張する同僚（次兄）にも、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2259 (事案 1049 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 14 日から 31 年 4 月 1 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を受け取ったことも、請求手続を行ったことも無い。当該期間について年金記録を訂正してほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 3 月 6 日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、今回、A社の後継会社から年金加入証明書を発行してもらったところ、社会保険庁(当時)の記録と資格取得日が相違していることが分かった。前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録により申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和37年7月17日に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できること、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、一連の事務処理に不自然さはないこと、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかが

わせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の申立てと同様に、昭和37年3月*日に結婚式を挙げ、同年5月*日に入籍をしているにもかかわらず、被保険者名簿が旧姓のままであることと、生年月日が戸籍では10年*月*日であるが、被保険者名簿では、同年11月*日であることを主張し、また、今回、新たにA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日がオンライン記録では、29年6月14日であるが、同年4月1日に新卒として入社していることから、資格取得日が違うことをもって脱退手当金の支給はありえないと主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には「回答済 37. 3. *」と記載されており、婚姻前に脱退手当金の請求が行われ、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが確認できる上、申立人の厚生年金保険記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者名簿も氏名変更は記録されておらず、脱退手当金の請求は旧姓により行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険記号番号払出票と厚生年金保険被保険者名簿に記載されている生年月日は、いずれも昭和10年*月*日であり、生年月日の訂正処理は記載されていないが、この事実をもって申立人が申立期間の脱退手当金を請求しなかったことをうかがわせる事情とは言えない上、申立人は、55年6月27日に、申立期間と一部重複する36年4月以降の国民年金保険料を特例納付していることを踏まえると、その時点において申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

さらに、今回、申立人が提出したA社の後継会社であるB社発行の年金加入証明書は、申立人の資格取得日を昭和29年4月1日としているが、同社に確認したところ、入社年月日の誤りであると回答している上、同社の健康保険組合にも当時の資料は保管されておらず、申立人が記憶している上司にも確認したが、申立人の氏名は記憶しているものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日についての証言は得られないことから、申立人の主張を認める事情はうかがえない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。